国有財產管理関係

(検 討 結 果)

平成18年3月20日 財務省

目 次

1	•	財務局(管財部門)の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•
2	•	財務局管財部門による行政財産・普通財産を通じた施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:
3	•	定員削減に向けた取組み・・・・・・・・・・・・・・・・1	(
4	•	検討結果(概要)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	2
5	•	財務局管財部門における効率性を一層重視した国有財産行政への転換・・・・・1	8
6	•	制度改正に伴い財務局管財部門において新たに生じる業務・・・・・・・・2	•
(指	定フォーマットによる回答)・・・・・・・・・・・・・・・・・2	

1.財務局(管財部門)の役割

財務局は、財務大臣の権限の委任を受けて、国有財産の総括、普通財産の管理・処分及び宿舎の設置・管理に関する業務を処理。

1. 国有財産法において、国有財産は、国の行政目的に直接供される行政財産と、それ以外の普通財産の二つに分類され、それぞれの管理・処分に関し、財務大臣の権限を規定している。

具体的には、

行政財産については、各省各庁の長が管理するが、<mark>財務大臣は</mark>、各省各庁の長に対し、必要な調整を行う 「**総括権**」を有している。

普通財産については、特別会計所属等特別なものを除き、財務大臣が自ら管理・処分を行うこととされている。また、特別会計所属等特別なものについては、財務大臣は、各省各庁の長に対し、必要な調整を行う「総括権」を有している。

行政財産のうち、**国家公務員宿舎**については、財務大臣が原則として自ら設置・管理し、各省庁との間で必要な調整を行う「**総括権**」を有している。

2.行政財産と普通財産は、制度上別のものと分類されているが、 各省各庁の新たな行政需要に応じ、普通財産 を行政財産に充てる、 非効率な行政財産についてはその用途を廃止し、普通財産に振り替えるなど、その入替 えなどの調整を要するものであり、財務大臣は、行政財産・普通財産を通じ、全体を一括して総合調整を図って いる。

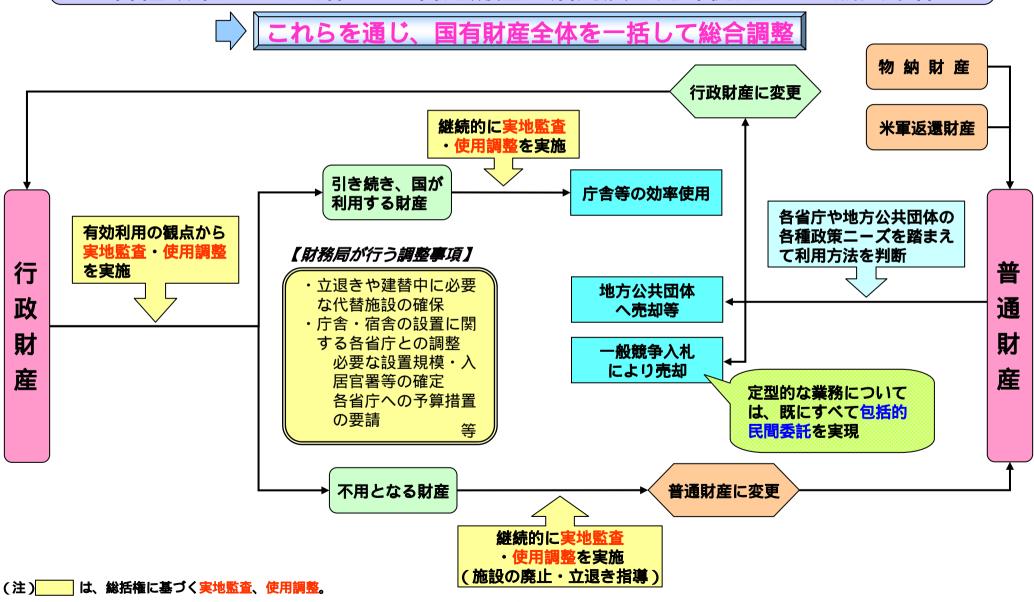
以上のような財務大臣の権限において行われる国有財産についての業務のうち、各省庁との間で調整をする業務は、財務大臣の総括権という行政権限を行使するものであることから、財務大臣の指揮監督権の及ぶ財務局管財部門の職員(国家公務員)自ら行う必要がある。こうした行政権限を民間に包括委託し又は独立行政法人へ移すとすると、各省庁に対する権限の実効性を確保できなくなるという問題がある。

その他、<u>法令で国自ら行わなければならないとされている業務</u>や、個別の政策的判断を要する非定型的な業務についても、財産権の権利主体としての国による公正かつ厳正な執行を確保するため、財務局管財部門の職員(国家公務員)自ら行う必要がある。

行政財産と普通財産は、それらの有効活用の観点から、相互の入替えなどの調整を要するものであることから、財務局管財部門の職員が両方の財産に係る業務を一体として取り扱うシステムを採用している。仮にこれらの業務の一部を分離して民間に包括委託し又は独立行政法人へ移せば、普通財産を国利用のために速やかに行政財産に入替える必要がある場合などに支障が生じるおそれがあるほか、新たに調整コストが発生し、国民負担が生じることとなるという問題がある。

2.財務局管財部門による行政財産・普通財産を通じた施策

- ・実地監査・使用調整による行政財産の有効利用の推進
- ・各種政策ニーズを踏まえた普通財産の活用及び売却促進による歳入確保



実地監査による行政財産の有効利用の推進

行政財産の悉皆調査(平成10年度~12年度)

全国の行政財産等の使用状況を悉皆調査

調查件数

62,387件

このうち効率化を図ることが必要と認めた財産 14,126件

上記の調査において、今後効率化を図ることが必要とされた財産については、 問題解決が図られるまで、毎年度、実地監査を実施し、効率使用に向けた指導 を継続。

平成13年度 13,362件

14年度 12,085件

15年度 10,916件

16年度 8,400件

平成18年度から、これまで以上に各省庁に対して国有財産の効率的な使用を 求めていくため、従来の土地の有効利用の観点に加え、既存庁舎等の使用効率 等についても監査を実施。

各種政策ニーズを踏まえた普通財産の活用

財務局管財部門が地方公共団体等と調整を行い、 その時々の社会的要請の強い政策ニーズに対して処分等を実施

住 宅

公営住宅

都市計画

公園、緑地

福祉

<mark>児童福</mark>祉施設 老人福祉施設 身体障害者福祉施設 等 教育

大学、高等学校、 小·中学校 等

文 化

博物館、図書館、 公民館 等 災害

消防施設 応急措置 仮設住宅 スポーツ

体育館、競技場、 野球グランド 等 医 療

病院、診療所

環境

廃棄物処理場、 リサイクルセンター、 上·下水道施設 産 業

卸売市場、工業団地 等 その他

国際会議場、国際交流センター市民農園、自転車駐車場等

(参考)財務局管財部門による具体的な調整事例

陸上自衛隊 K 駐屯地 J 分屯地の移転整備

平成10年度 総括権に基づく実地監査の結果、分屯地の土地の利用度が低く、周辺の市街化が進んでいること等から、分屯地を

移転整備し、その跡地は他への転用により有効利用化を図るべき財産として指摘。

<mark>11~16年度 財務局が防衛施設局と調整を行った結果、他の複数の駐屯地に移転先を確保。</mark>

17~19年度 分屯地移転整備。

分屯地の跡地利用について、財務局が<u>地方公共団体との調整</u>を実施。

20年度以降 移転整備完了後、財務局が分屯地跡地を普通財産として引受け。

<mark>地方公共団体等から公用・公共用の利用要望があれば、</mark>その内容等を踏まえ、地方公共団体等へ売却。

<mark>地方公共団体等に売却しない場合は、</mark>民間へ<u>一般競争入札により売却</u>。

こうした各局面における多面的な調整を行うことができるのは、国の機関のみ。

F港湾合同庁舎の移転整備

平成5年度 地方公共団体から、財務局に対し、港湾計画の改訂に伴い、港湾関係官署が入居する港湾合同庁舎の立退き及び

頃から 別地への移転整備についての協力要請。

10年度 総括権に基づく実地監査の結果、港湾合同庁舎について、移転要請があること及び老朽・狭隘が著しいことから、移

転再配置し、その跡地は他に転用を図るべき財産として指摘。

12年度 地方公共団体から、財務局に対し、港湾合同庁舎の立退き要請への協力及び移転先の調整申出。

財務局が港湾関係官署の業務に適した移転先を<u>地方公共団体と調整</u>し確保。さらに、<u>地方公共団体と移転補償に</u>

ついて協議。

財務局が新たに整備する港湾合同庁舎への入居に適した別地所在の単独庁舎の官署(複数)と調整し、これらを取

り込んだ港湾合同庁舎整備計画案を策定し、本省へ計画案を送付するとともに予算要求が適切である旨の意見具

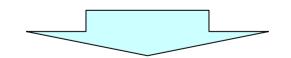
申。

13~15年度 港湾合同广舎整備。

<mark>16年度以降 移転整備完了後、財務局が港湾合同庁舎及び単独庁舎の跡地を普通財産として引受け。</mark>

港湾合同庁舎跡地は地方公共団体に埠頭再開発事業用地として売却。

<mark>地方公共団体に処分しない単独庁舎跡地は一般競争入札により民間へ売却。</mark>



こうした各局面における多面的な調整を行うことができるのは、国の機関のみ。

東京都港区所在国有地の売却による有効活用

平成10年度 総括権に基づ〈実地監査の結果、都内のまとまった区画にある国の複数の庁舎、宿舎で、低層利用にとどまってい

たものについて、一部庁舎の廃止及び他の庁舎の移転並びに宿舎入居者の転居を行った後、移転跡地を一括して

売却することにより、有効利用化を図るべき財産として指摘。

<mark>13年度 財務局が、当該庁舎、宿舎を所管する複数の省庁と調整の上、別地で低層利用されていた庁舎敷地を転用して高</mark>

層宿舎を建設し宿舎入居者の転居先とするとともに、一部庁舎の廃止及び他の庁舎の移転を決定。

13~17年度 別地で宿舎を建設(高層化により別地の非効率使用状態が解消)。入居者の移転。

<mark>各庁舎・宿舎を用途廃止後、全体を財務局が<u>普通財産として引受け</u>。</mark>

<mark>移転跡地の利用について、地方公共団体と調整</mark>。

<mark>17年度以降 移転跡地を地方公共団体へ</mark>公的施設用地として売却。

こうした各局面における多面的な調整を行うことができるのは、国の機関のみ。

国民の安全 安心のために国有財産を有効活用

災害発生時における財務局管財部門の対応

1.総括権の発動

各省庁に対し、災害応急対策 実施のために提供可能な国有 財産の情報提供等を迅速かつ 適切に行うよう要請。

2. 未利用国有地の情報提供

地方公共団体に対し、仮設住 宅建設用地等として利用可能な 未利用国有地の情報提供を実 施。

3. 公務員宿舎の情報提供

地方公共団体に対し、仮設住宅として利用可能な公務員宿舎の情報提供を実施。

阪神·淡路大震災

近畿財務局から各省庁に対し、適切な情報 提供、手続きの迅速化を要請

新潟県中越地震

関東財務局から各省庁に対し、適切な情報 提供、手続きの迅速化を要請

阪神·淡路大震災

19件、45千㎡の国有地を仮設住宅敷地 等として提供

新潟県中越地震

1件、31千㎡の国有地を仮設住宅敷地として提供

阪神·淡路大震災

72戸の公務員宿舎を仮設住宅として提供

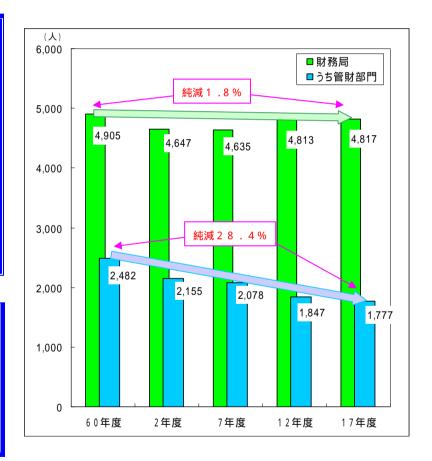
3. 定員削減に向けた取組み

(1)これまでの取組み

財務局管財部門の定員は、包括的民間委託の推進などの減量·効率化により、ここ20年間(昭和60年度以降)で 705人・28%の純減、また、ここ10年間(平成7年度以降)で 301人・15%という厳しい純減を実施。

年 度	財務局	うち管財部門			
60 4,905人		2,482人			
2	4,647人	2,155人			
7 4,635人		2,078人			
1 2	4,813人	1,847人			
1 7	4,817人	1,777人			

年 度	財	務 局	うち管財部門			
+ <i>I</i> Z	増 減	増減率	増 減	増減率		
60~17	88人	1.8%	705人	28.4%		
7 ~ 1 7	182人	3.9%	301人	14.5%		



(2)国有財産行政の直面する課題

既存庁舎等の効率的な使用や未利用国有地の売却の促進等のため、国有財産法等の改正案提出。新規権限の規定、新規業務の追加。

(参考)今後10年間での国有財産の売却の目安(経済財政諮問会議(18.3.16)) 未利用国有地及び毎年度発生する物納財産等:約2.1兆円 一般庁舎・宿舎の効率的な使用により不用となる不動産:約1兆円

合計3.1兆円 (改革による上乗せ額:1兆円)

(3)今回の取組み

財務局管財部門全般について業務の見直し、効率化を図る。 定型的な業務を洗い出し、民間委託を徹底する。



5年間(平成18~22年度)で、 10%超(181人)の大幅な定員の純減を実施。 (当該5年間は、新規増員要求は行わない。)

4.検討結果(概要)

前提:財務局管財部門では、業務の効率性の観点から、同一の職員が、地区別に行政財産関係(宿舎を除く)、普通財産関係及び宿舎関係の業務を一体として担当する体制を基本としており、一定の前提のもとで算出した事務量に応じ、それぞれの業務分類別に人員を換算。なお、いずれの業務の性質も有し、業務分類別に区分できないものについては、主たる業務で分類。

(1)行政財産関係(宿舎を除く)【463人】

【業務の具体的内容】

国有財産の総括(庁舎の新規取得の調整、庁舎の入居官署の入替調整、各省庁からの行政財産の取得等の協議の審査)、 行政財産の用途廃止、 国有財産の実地監査、 国有財産の現況把握、台帳作成等、 予算要求その他の業務

行政財産(宿舎を除く)に関する財務局の業務は、国有財産法に定める財務大臣の総括権の行使を伴う各省庁との調整業務であり、定型的な業務でないことから、国自ら行う必要がある。

業務の見直し・効率化に より76人を削減

(注)削減数は<mark>純減ベース</mark>。 以下同じ。

(2)普通財産関係

【 1,040人】

【業務の具体的内容】

物納財産の調査・引受、

管理(地方公共団体等への無償·減額貸付、境界協議、取得時効·不法占拠財産の処理等)、

処分(国利用として行政財産への所管換、地方公共団体等への随意契約による売却、一般競争入札、旧里道・旧水路の売却、権利付財産の売却)

国有財産の鑑定評価·審査、 困難事案·問題事案の個別 処理、 債権管理、徴収、訴訟等、 報告業務、検査院対応 その他の業務

普通財産に関する財務局の業務のうち、各省庁との調整を要する業務、個別の政策的判断を要する非定型的な業務や財産権の権利主体として公正かつ厳正な執行を確保するための業務等は、国自ら行う必要がある。

それ以外の定型的な業務(一般 競争入札における物件調査、鑑 定評価など)については、**包括的** 民間委託を推進している。 業務の見直し・効率化に より37人を削減

更なる民間委託の実施に より44人を削減

(3)宿舎関係

【 252人】

【業務の具体的内容】

国家公務員宿舎の総括(国家公務員宿舎設置計画の策定、 入居調整、宿舎廃止等に関する協議の審査)、

宿舎の建設(建設スケジュールの策定、用地の取得、間取り 等の設計基準・積算基準の作成)、

宿舎の修繕

宿舎に関する財務局の業務のうち、 各省庁との調整を要する業務は、 国自ら行う必要がある。それ以外 の定型的な業務(宿舎の建設・修 繕に係る詳細設計・監理及び宿舎 の管理人業務)は、民間委託を推 進している。

業務の見直し・効率化に より 17人を削減

更なる民間委託の実施に より7人を削減

(注)上記の業務分類別人員のほか、部長・次長が計22人いる。



(4)財務局管財部門の定員の見直し結果

区分	業務の見直し・効率化(ITの活用によるもの)		民間委託		計
	見 直 しの内 容	削減数	見 直 しの内 容	削減数	ΠI
行政財産 関 係	法定帳簿を含めた下記の主要帳票及び関連帳票の情報項目、様式等を見直し ・国有財産台帳・庁舎等整備予定一覧・庁舎等使用現況及び見込み報告書 ・行政財産等監査現況調査票・有効利用化財産の処理計画 ・行政財産使用状況実態調査確認結果 等 下記の協議及び通知の様式、協議手続きを見直し ・所管換、取得、使用収益等の協議・特別会計所属普通財産の売却、貸付の通知 下記の報告書作成及び計算処理の効率化 ・国会報告書・国有財産の価格改定・市町村交付金・使用料	76人			76人
普通財産関	債権発生通知書について「官庁会計事務データ通信システム」との連携見直し 下記の計算処理の効率化 ・価格改定・市町村交付金	37人	取得時効の処理業務のうち、物件確認に必要な公簿・公図調査等の定型的な業務の民間委託による削減ー般競争入札の売却物件に加え、新たに地方公共団体等への売却物件に係る鑑定評価の民間委託による削減	20人	81人
公務員宿舎 関 係	下記の主要帳票及び関連帳票の情報項目、様式等を見直し ・宿舎現況記録・宿舎設置要求書・参考調書 等 下記の協議の様式、協議手続きを見直し ・所管換、取得等の協議 下記の各種報告書等の統合・情報項目を見直し ・宿舎現況表・合同宿舎現状調査表・省庁別宿舎現状調査表・宿舎現況連絡票 下記の計算処理の効率化 ・価格改定・宿舎使用料	17人	合同宿舎の施設整備・改修工	7人	24人
合 計		130人		51人	181人

⁽注) 定員削減数は、定員合理化計画による削減を含むものとし、今後5年間(平成18~22年度)は新規増員要求は行わない。

(5)主要業務指標

国有財産の現在額

行政財産

普通財産

(亚代17年2日21日35)

種類	内訳	国有財産台帳価格	備考
	防衛施設	13兆7,816億円	航空機、船舶を含む。
	空港施設	2兆1,627億円	東京国際空港等
	社会保険事務所、厚生年金病院・会館	1兆5,141億円	
公用財産	刑務所、拘置所、少年院等の矯正施設	1兆438億円	
公用粉座	石油備蓄施設	9,751億円	
	裁判所施設	8,261億円	
	その他(一般庁舎等)	9兆9,549億円	
	計	30兆2,586億円	
公共用財産	国営昭和記念公園、新宿御苑等	7,842億円	
皇室用財産	皇居等	4,788億円	
企業用財産	国有林野事業	8兆5,957億円	(立木竹 6兆5,777億円)
	合 計	40兆1,175億円	

内訳	国有財産台帳価格	備考
独立行政法人等への出資財産	46兆8,578億円	
在日米軍施設としての提供財産	4兆3,338億円	横田飛行場、横須賀海 軍施設、三沢基地等
公園用地など地方公共団体等への貸付財産	2兆2,891億円	都立代々木公園、大阪 城公園等
特別会計所属財産(借入金償還財源等)	3,715億円	警察大学校等整備財源 等
暫定的に行政目的に使用している財産(仮庁舎)	2,325億円	
未利用国有地	6,324億円	
その他国有地 (山林原野等)	2,669億円	
その他	1,180億円	
合 計	55兆1,022億円	

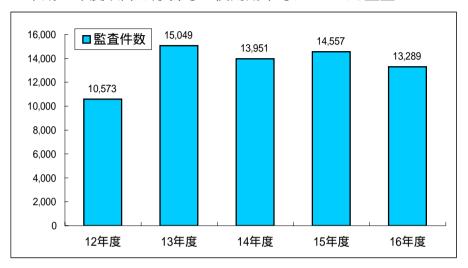
- ・道路、河川等は含まれていない。 ・単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合がある。

行政財産関係

監査

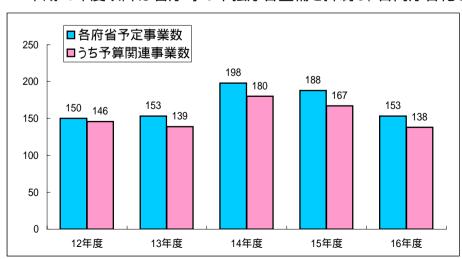
土地利用の状況を監査

平成18年度以降は庁舎等の使用効率等についても監査



庁舎等の取得等調整

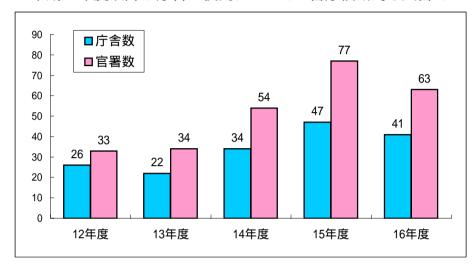
必要性等を審査・調整し、その結果を庁舎等の整備予算に反映 平成18年度以降は省庁毎の単独庁舎整備を抑制し、合同庁舎化を推進



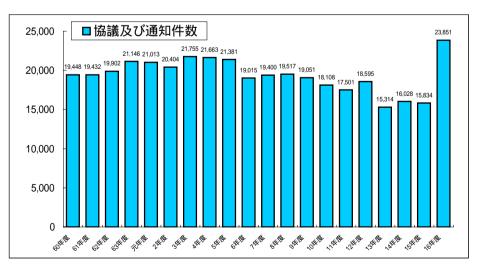
庁舎等の入居調整

庁舎の取得に伴う入居調整

平成18年度以降は庁舎の使用についての省庁横断的な入替え



協議及び通知事項処理状況

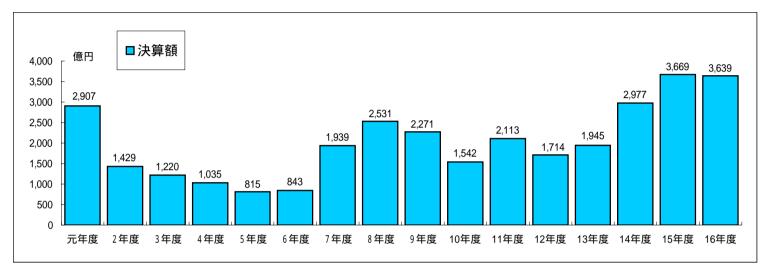


(注)「総括協議・通知件数」は、各省各庁の長が国有財産の所管換、取得等をしようと する際に、国有財産法第12条、第14条等に基づき、財務大臣に協議・通知した件数

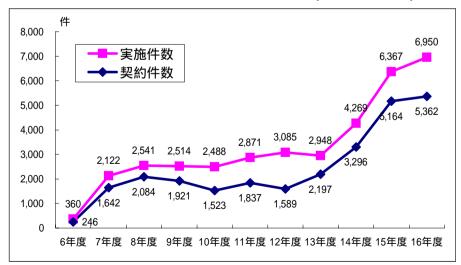
普通財産関係

土地壳払代(財務省主管一般会計分)

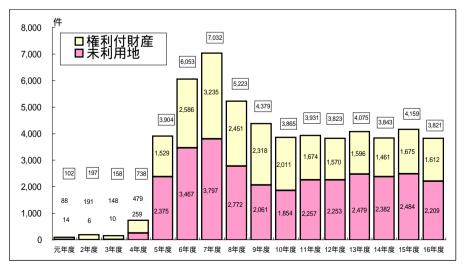
国有財産の売却促進 平成18年度以降は、売りにくい不整形地なども隣接地と交換することにより工夫して売却



一般競争入札及び価格公示売却(一般会計)



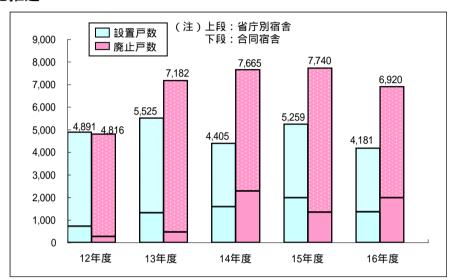
物納不動産(土地)の引受状況



宿舎関係

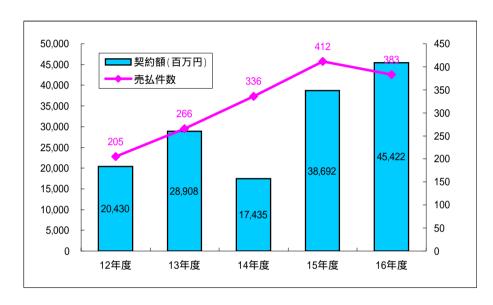
国家公務員宿舎の設置及び廃止戸数

省庁横断的な入居調整等の徹底により、既存庁舎の効率的な使用を推進 真に必要な宿舎需要に限定し、合同宿舎化等による宿舎の効率的な整備 を推進



旧宿舎用地の処分状況

東京23区内の宿舎について、今後、民間の視点を積極的に活用しつつ、 都心からの移転再配置の具体的な計画案を策定の上実施



合同宿舎管理戸数



(注)国家公務員宿舎については、合同宿舎化を推進している。なお、平成16年度の管理戸数は、平成16年4月1日に国立大学法人に対し、合同宿舎を現物出資したことなどにより減少。

5.財務局管財部門における効率性を一層重視した国有財産行政への転換

国有財産行政を巡る状況を見ると、次のとおり大きな転機に直面

構造改革特区制度等の動きに見られるように、 経済活性化のため、庁舎等の行政財産につい て民間利用に向けた規制緩和が求められている など、国有財産の有効活用が課題となっている。

昭和30年代から40年代に建築された庁舎等 をはじめ、耐震基準を満たしていない庁舎等が 大量に存在。(全国の一般事務庁舎等の約3分 の1、約270万㎡)

過去に急増した物納財産の売却の促進が行われてきたが、今後は、相当残っている売却困難 財産や権利付財産も工夫して売却していくことが 必要 建築物の耐震化緊急対策方針(抄)(17年9月27日 中央防災会議)

2.緊急対策の方針

公共建築物等の耐震化

学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、 国及び地方公共団体等の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われる など、多くの公共建築物等が災害時には応急活動の拠点として活用される。 このため、平常時の利用者の安全確保だけではなく、災害時の拠点施設とし ての機能確保の観点からも公共建築物等の耐震性確保が求められるとの認 識のもと、強力に公共建築物等の耐震化の促進に取り組む。

売却困難	推財産の					5年間で3倍超	に増加
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
件	数	818	842	2,458	2,981	2,675	
台帳	価格	686	673	1,848	2,353	2,055	
権利付財産の推移 3万件超で						3万件超で推	移
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
件	数	34,657	34,900	34,567	34,116	33,379	
台帳	価格 円)	5,962	6,350	6,439	6,615	6,495	
	売却困難 件 台 (売却困難財産の 件 数 台帳 価格 (億 円) 権利付財産の推 件 数 台帳 個 格	売却困難財産の推移 中数 818 台帳価格(億円) 686 権利付財産の推移 平成12年度 件数 34,657 台帳価格(億円) 5,962	売却困難財産の推移 平成12年度 平成13年度 件数 818 842 台帳価格 (億円) 686 673 権利付財産の推移 中数 34,657 34,900 台帳価格 (億円) 5,962 6,350	売却困難財産の推移 中数 818 842 2,458 台帳価格 (億円) 686 673 1,848 権利付財産の推移 中数 34,657 34,900 34,567 台帳価格 (億円) 5,962 6,350 6,439	売却困難財産の推移 中数 818 842 2,458 2,981 台帳価格 (億円) 686 673 1,848 2,353 権利付財産の推移 中域12年度 平成13年度 平成14年度 平成15年度 件数 34,657 34,900 34,567 34,116 台帳価格 (億円) 5,962 6,350 6,439 6,615	売却困難財産の推移 平成12年度 平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成16年度 (中 数 818 842 2,458 2,981 2,675 日 帳 価格 (億 円)) 台帳 価格 (億 円) 686 673 1,848 2,353 2,055 権利付財産の推移 (中 数 34,657 34,900 34,567 34,116 33,379 日 帳 価格 5,962 6,350 6,439 6,615 6,495

国有財産が国民共通の貴重な資源であり、かつ、国民経済上相当な規模に上ることに加え、現下の極めて厳しい財政事情等を踏まえると、今後は、効率性を一層重視した国有財産行政へと 転換することが適当。

国有財産制度の改正

効率性重視に向けた改革を図るため、以下の制度改正を行うこととし、「国有財産の効率的な活用を 推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案」を平成18年通常国会に提出。

この国有財産制度の改正は、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、政府の 資産・債務改革の一環として、国有財産の有効活用・民間活用、売却促進を強力に推進するためのものと位置付け られている。

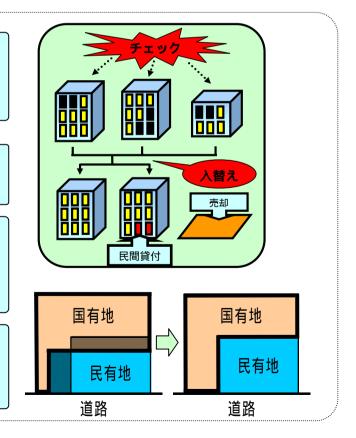
制度改正の具体的内容

財務大臣が行う監査(チェック)や入替調整の対象として、国有庁舎に国が借り受けている庁舎(借受庁舎)を加え、庁舎に無駄があれば積極的に入替えを行い、無駄を解消する。

入替調整の結果、一棟全体が不用となった庁舎は売却し、庁舎の一部の空きスペースについては、それを民間に貸し付ける。

国有地の売却促進のため、売りに〈い不整形地や借地人等のいる土地などについて、隣接地や借地権と交換できるようにする(平成18年度一般会計歳入予算に約183億円の売却収入等を計上)。

特定国有財産整備特別会計において、入替調整又は監査の 結果不用となる庁舎敷地の売却収入を必要な耐震性を備えた 合同庁舎の整備の財源として活用する。



運用面の改善

制度改正にあわせて、次のような国有財産行政の運用面の改善も行うこととしている。

各省各庁が使用している庁舎等の行政財産について、単に容積率の使用状況といった外形的なチェックにとどまらず、建物の利用状況に踏み込んだ監査を行う。

新たな庁舎の整備の際、建替えと民間借受けのいずれのコストが少ないか、比較検討する。

貸付けが可能な庁舎の空きスペースや地方公共団体等に売却する未利用国有地の機会費用を算 定し公表する。

貸付けが可能な庁舎の空きスペースや売却可能なすべての未利用国有地に関する情報等をタイムリーに提供する。

東京23区内の国家公務員宿舎について、「国家公務員宿舎の移転・跡地利用に関する有識者会議」を開催し、民間の視点から、都心部からの移転に伴う跡地の売却を促進し、都市再生や土地の高度利用に資するための検討を行っていただいている。

6.制度改正に伴い財務局管財部門において新たに生じる業務

庁舎等の監査・入替調整に関する業務



| 行政財産関係(宿舎を除く)

効率性を重視した監査の実施

各省各庁が使用している庁舎等の行政財産について、単に容積率の使用状況といった 外形的なチェックにとどまらず、建物の利用状況に踏み込んだ監査

借受庁舎を対象とした監査

使用調整の徹底

上記監査の結果を踏まえ、これまで以上に 積極的な既存庁舎等の入替調整

(従来は、庁舎等の新規整備に伴う入居の調整がほとんど)

入居官署との調整、売却可能な庁舎・貸付可能な空きスペースの特定、売却促進

有識者会議(各財務局に設置)への意見照会

空スペースを民間に貸し付け るための措置

空スペースを管理する省庁に対し、 貸付けの実施を要請

空スペースを管理する各省庁に当該空スペースの機会費用の計算を 求めた上、その計算結果をチェック

合同庁舎整備に関する業務



行政財産関係(宿舎を除く)

各省各庁が新たに庁舎の整備を行う際に、建替えと民間借受けのいずれがコストが少ないかを比較検討させ、その結果をチェック

国有財産の売却促進に関する業務



普通財産関係

売却することが困難な不整形地や借地人等のいる土地等についても、新たな交換制度を活用し売却を促進(その際、交換の勧奨等の定型的な事務については民間委託を実施するが、価格の決定や契約締結事務は国自ら行う必要がある。)

未利用国有地の売却に当たり、タイムリーな情報提供

地方公共団体等に売却する未利用国有地の機会費用を算定し公表

国家公務員宿舎に関する業務



宿舎関係

国家公務員宿舎についての有識者会議の動向を踏まえ、今後、一層の入居調整の徹底、真に必要な宿舎の合同宿舎化による効率的な整備、宿舎跡地の創出及び民間に対する売却を促進することが必要

指定フォーマットによる回答

【財務省】

国有財産管理関係

【定員純減に向けた検討の方向】

以下の観点から、体制の抜本的な見直しを行うこと。仮に、困難なものがある場合には、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者の業務を特定するとともに、最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

- 国有財産の有効利用・高度利用を促進するため、行政財産及び普通財産の管理並びに国家公務員宿舎の設置・管理に関する業務の全てを対象に、包括的な民間委託の実施又は非公務員型独立行政法人へ移行すること。

【現時点における検討結果】

行政財産関係(宿舎を除く) 17年度末定員463人 業務の見直し、効率化による削減 76人 387人

- 1.国の行政目的の遂行のために供されている行政財産については、各省庁の行政目的の遂行と一体不可分のものであることから、その管理は各省庁が行っている。
- 2.財務局管財部門においては、各省庁が所管している行政財産について、国全体としての有効活用を図るため、国有財産の総 括機関として、省庁間の調整等の「総括事務」を遂行している。
 - この総括事務の内容としては、

庁舎の新規取得の調整

翌年度における各省庁の庁舎等の新築、購入等の予定を把握し、その必要性・緊急性を審査・調整し、その結果を予算編成時に査定当局(主計局)に意見表明。

庁舎の入居官署の入替調整

既存庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、各省庁が所管する庁舎等の使用現況や使用見込みを把握し、各省庁と 調整の上、庁舎等の入居官署の入替等の調整を実施。

特定国有財産整備計画の策定

非効率な使用状況となっている行政財産の集約・立体化、移転再配置を行うため、特定国有財産整備特別会計を活用 して整備。

各省庁からの行政財産の取得等の協議の審査

各省庁が行政財産を取得しようとする場合や国以外の者に使用収益させようとする場合等に、各省庁において適正な 処理が行われるよう、各省庁から事前に協議を受け、国有財産業務を統一。

庁舎等の使用状況の監査

庁舎等の行政財産について、その使用状況等を実地監査し、その結果、より有効に利活用する必要があると認められた財産については、その是正や、用途廃止など有効活用を図るよう指導。

などがあり、これらの業務は、省庁間の調整を図っていく必要があり、実効性を確保するためにも、国自ら行うことが不可欠である。

また、庁舎等の使用状況に関する監査業務については、その結果を庁舎等の使用調整、庁舎等の取得等予定の計画及び特定国有財産整備計画の業務に反映させるものであり、総括事務として各省庁との調整を要することから、実効性を確保するためにも、国自ら行うことが不可欠である。

3.現在、効率性を一層重視した国有財産行政への転換を図ろうとしているところであり、行政財産の一層の有効活用を進めるためには国有財産の総括機関による直接かつ強力な総括事務の執行が必要不可欠であり、そのために必要な使用調整、貸付けの要請等は各省庁との調整が一層必要となり、こうした観点からも、包括的な民間委託の実施又は非公務員型独立行政法人への移行は不適当である。

また、監査についても、各省庁との調整を要する業務であり、実効性を確保するためにも、包括的な民間委託の実施又は非公務員型独立行政法人への移行は不適当である。

普通財産関係 17年度末定員1,040人 業務の見直し、効率化による削減 37人 更なる民間委託の実施による 削減 44人 959人

1.行政財産以外の財産である普通財産については、特別会計所属等特別なものを除き、財務大臣が管理・処分を行うこととされている。また、特別会計等特別なものについては、財務大臣は、各省各庁の長に対し、必要な調整を行う総括権を有している。

普通財産については、米軍へ提供している財産や地方公共団体への無償貸付貸財産(公園用地等)などのように特定の目的に供されている財産のほか、今後行政目的の遂行のために供することが見込まれる財産と、金銭に換価して財政収入とするために処分することが適当な財産がある。

2.財務局管財部門においては、普通財産の管理・処分業務として、

未利用国有地の各省庁への所管換

未利用国有地の地方公共団体等への売却、減額・無償貸付け

未利用国有地の一般競争入札

旧里道・水路及び権利付財産の売却・貸付け

などを行っている。

3.これらの業務のうち、各省庁への所管換、地方公共団体等への売却等の公用・公共用の用途に利用することが見込まれる未利用国有地については、各省庁、地方公共団体等からの利用要望の調整を行い、利用方針を決定するなど(必要な場合は、各財務局ごとに置かれている国有財産地方審議会に諮問し、答申に基づき利用方針を決定)、国又は地方公共団体との調整を要する業務であり、国自ら行うことが不可欠である。

特に、未利用国有地の各省庁への所管換の業務は、庁舎等の取得等予定の計画、宿舎の設置計画等により、普通財産を新た に行政財産に充てるものであり、行政財産と一体不可分である。

- 4. さらに、未利用国有地の地方公共団体等への売却、減額・無償貸付の業務は、一般競争入札や時価による処分の例外的取扱いであり、個別事案ごとの判断を要する非定型的な業務であり、財政法の特例等として行うこととなるため、公正かつ厳正な執行が確保される必要があり、国自ら行うことが不可欠である。
- 5. 未利用国有地の一般競争入札の業務、旧里道・水路及び権利付財産の売却・貸付けの業務などのうち、売却価格の決定、契約の締結等といった業務は、財産権の権利主体としての国による公正かつ厳正な執行を確保するための業務(最終チェック機能)であり、国自ら行わなければならないものである。ただし、売却や貸付け業務のうち、資料の収集・現地調査等の定型的な業務については、既に包括的な民間委託を行っているところである。

6.以上のように、現在、普通財産の管理については、国自ら行う必要がある部分を国が行い、その他については、既に包括的 な民間委託を行っているところである。

国家公務員宿舎関係

17年度末定員252人 業務の見直し、効率化による削減 17人 更なる民間委託の実施による 削減 7人 228人

- 1. 国家公務員宿舎は、行政財産の一つであるが、国家公務員宿舎法に基づき、財務大臣(財務局)は宿舎全体について必要な 調整を行う「総括権」を有するほか、合同宿舎を設置・管理し、また、省庁別宿舎の一部を設置することとされている。
- 2.財務局管財部門においては、宿舎の設置並びに維持及び管理の適正を期するため、宿舎制度を整え、宿舎の設置等に関する 業務の統一と必要な調整等の「総括事務」を遂行している。

この総括事務の内容としては、

宿舎設置計画の策定

宿舎制度の適正と効率的な運用のために、設置業務について一元化を図ることにより、宿舎の規模、構造、地域別、 各省庁別の適正な取扱いについて統一性を確保する必要があることから、各省各庁からの宿舎設置要求を把握し、予 算執行の効率性を確保するなど、宿舎の設置に関する年度計画を策定。

入居調整や宿舎廃止等に関する協議の審査

宿舎の効率的かつ適正な使用のため、各省庁の機構、職務の性質、宿舎需要等を踏まえ、省庁間の入居調整や宿舎廃止等に関する協議を受け審査。

などがあり、宿舎の設置、入居調整や宿舎廃止等の協議の業務は、省庁との調整を要する業務であり、実効性を確保するためにも、国自ら行うことが不可欠である。

- 3.宿舎設置計画に基づく宿舎の設置の業務については、建設スケジュールの策定、用地の取得、各規格別の間取り等の設計基準及び積算基準の作成を除き、詳細設計・監理のすべてを民間委託しているところである。
- 4. 合同宿舎の維持管理業務のうち、宿舎管理業務については、各省庁の申請に基づく宿舎貸与の決定、宿舎使用料の決定など

は国が行い、その他の入退去における原状回復の処理、自動車の保管場所貸与等諸届の処理、小規模修繕の受付及び居住者へ の広報・連絡等の宿舎管理人業務についてはすべて民間委託又は非常勤職員により実施している。

また、外壁改修等の施設改修工事については、発注・契約を除き、詳細設計・監理を原則として民間委託していたが、今回、 これまで自ら行なっていたものを含め、すべての詳細設計・管理の民間委託を実現する。

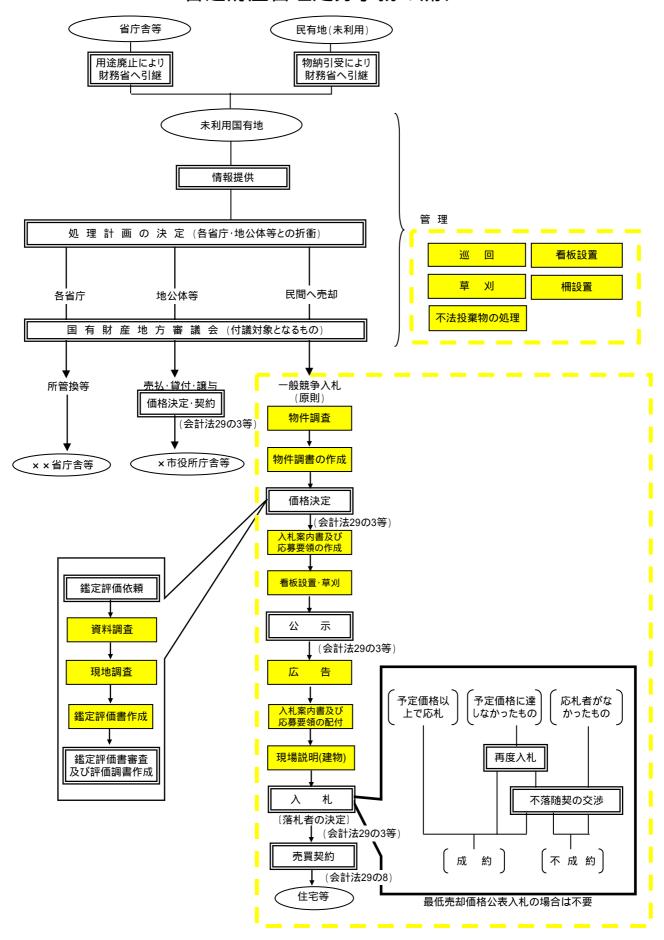
(注)上記の業務分類別人員のほか、部長・次長が計22人いる。

まとめ

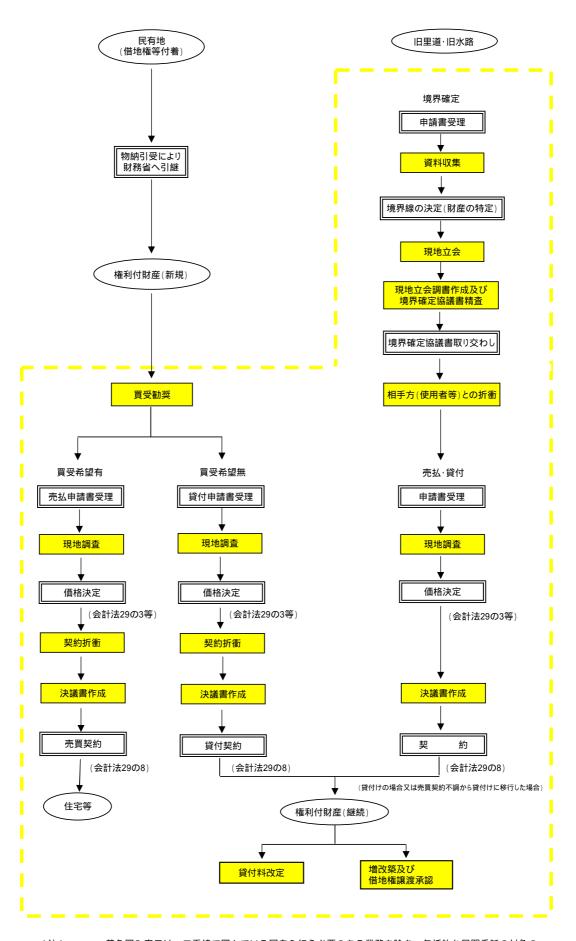
以上のように、行政財産及び宿舎についての財務局の業務は、財務大臣の権限を総括機関として行うものであり、実効性を確保するためにも、その業務を民間委託又は非公務員型独立行政法人へ移行することは不適当である。また、普通財産についても、民間委託している定型的な業務を除いては、国自ら実施する必要があり、非公務員型独立行政法人への移行は不適当である。

さらに、行政財産と普通財産は、それらの有効活用の観点から、相互の入替えなどの調整を要するものであることから、財務局管財部門の職員が両方の財産に係る業務を一体として取り扱うシステムを採用している。仮にこれらの業務の一部を分離して民間に包括委託し又は独立行政法人へ移せば、普通財産を国利用のために速やかに行政財産に入替える必要がある場合などに支障が生じるおそれがあるほか、新たに調整コストが発生し、国民負担が生じることとなるという問題がある。

<普通財産管理処分事務の流れ>



(注) 黄色囲み表示は、二重線で囲んでいる国自ら行う必要のある業務を除き、包括的な民間委託の対象の 業務である。



(注) 黄色囲み表示は、二重線で囲んでいる国自ら行う必要のある業務を除き、包括的な民間委託の対象の 業務である。

以下の観点から、体制の抜本的な見直しを行うこと。仮に、困難なものがある場合には、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者の業務を特定するとともに、最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

- 国有財産の有効利用・高度利用を促進するため、行政財産の使用調整業務について、定型的な業務を洗い出して、包括 的な民間委託の実施又は非公務員型独立行政法人へ移行すること。

【現時点における検討結果】

1.庁舎等の使用調整業務は、以下の段階により行われる。

使用調整の対象となる地域における庁舎の実態を把握するための事前調査 庁舎等使用調整計画案の作成 財政制度等審議会への付議、各省庁への結果の通知

- 2. それぞれの各段階の業務について検討すると以下の通り。
- (1) の事前調査業務について

庁舎等使用調整計画の対象地域における庁舎等の実態を把握するための事前調査は、財務局による実地監査により行われるが、その際には、使用調整計画が効率的に策定され実効性のあるものとなるよう、単なる調査に止まらず、各省庁に対し必要な是正指導が伴う。当該是正指導は、事案ごとに将来策定される使用調整計画案を念頭に個別にその必要性を判断して行われる必要があり、こうした業務は定型化することができない業務である。また、こうした是正指導等は、財務大臣から総括権の権限委任を受けている財務局が行うことにより実効性が担保されるものである。

こうしたことから、この業務については、包括的な民間委託の実施又は非公務員型独立行政法人への移行は不適当である。

(2) の庁舎等使用調整計画案の作成業務について

庁舎等使用調整計画を効率的に策定し、実効性のあるものとするためには、財務局が計画原案を作成する段階で関係する 各官署から庁舎の過不足、業務の内容等を聴取し、 庁舎の非効率使用の解消、余剰スペースの有効活用といった庁舎の適 正かつ効率的な活用が図られるものであるか、 来庁者の利便性の向上等公共の利益の増進が図られるものであるか、 相 互に関係する業務を行う官署の集約化等公務の効率性の向上が図られるものであるかといった観点から、個別事案ごとに対象となる官署との事前調整を行う、又は貸付けが可能な空きスペースを確定することが必要である。このように、庁舎等使用調整計画原案の作成業務は、定型化することができない業務である。また、こうした庁舎等使用調整計画の策定は、財務大臣から総括権の権限委任を受けている財務局が行うことにより実効性が担保されるものである。

こうしたことから、この業務については、包括的な民間委託の実施又は非公務員型独立行政法人への移行は不適当である。

- (3) の財政制度等審議会への付議、各省庁への結果の通知について これらの業務は、定型的な業務でなく、国自ら行うべきものである。
- 3.以上のことから、行政財産の使用調整業務については、国自ら実施する必要があり、包括的な民間委託の実施又は非公務員型 独立行政法人への移行は不適当である。

以下の観点から、体制の抜本的な見直しを行うこと。仮に、困難なものがある場合には、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者の業務を特定するとともに、最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

- 民間のノウハウ・活力を活かした資産売却を促進するため、普通財産の処分(売却)に関する業務の全てを対象に、包括的な民間委託の実施又は非公務員型独立行政法人へ移行すること。

【現時点における検討結果】

1.財務局管財部門においては、普通財産の管理・処分業務として、 未利用国有地の各省庁への所管換 未利用国有地の地方公共団体等への売却、減額・無償貸付け 未利用国有地の一般競争入札 旧里道・水路及び権利付財産の売却・貸付け などを行っている。

2. これらの業務のうち、各省庁への所管換、地方公共団体等への売却等の公用・公共用の用途に利用することが見込まれる未利 用国有地については、各省庁、地方公共団体等からの利用要望の調整を行い、利用方針を決定するなど(必要な場合は、各財務 局ごとに置かれている国有財産地方審議会に諮問し、答申に基づき利用方針を決定)、国又は地方公共団体との調整を要する業 務であり、国自ら行うことが不可欠である。

特に、未利用国有地の各省庁への所管換の業務は、庁舎等の取得等予定の計画、宿舎の設置計画等により、普通財産を新たに 行政財産に充てるものであり、行政財産と一体不可分である。

3. さらに、未利用国有地の地方公共団体等への売却、減額・無償貸付の業務は、一般競争入札や時価による処分の例外的取扱いであり、個別事案ごとの判断を要する非定型的な業務であり、財政法の特例等として行うことになるため、公正かつ厳正な執行が確保される必要があり、国自ら行うことが不可欠である。

- 4. 未利用国有地の一般競争入札の業務、旧里道・水路及び権利付財産の売却・貸付けの業務などのうち、売却価格の決定、契約の締結等といった業務は、財産権の権利主体としての国による公正かつ厳正な執行を確保するための業務(最終チェック機能)であり、国自ら行わなければならないものである。ただし、売却や貸付け業務のうち、資料の収集・現地調査等の定型的な業務については、既に包括的な民間委託を行っているところである。
- 5.以上のように、現在、普通財産の処分については、国自ら行う必要がある部分を国が行い、その他については、既に包括的民間委託を行っているところである。また、行政財産と普通財産は、それらの有効活用の観点から、相互の入替えなどの調整を要するものであることから、財務局管財部門の職員が両方の財産に係る業務を一体として取り扱うシステムを採用している。仮にこれらの業務の一部を分離して民間に包括委託し又は独立行政法人へ移せば、普通財産を国利用のために速やかに行政財産に入替える必要がある場合などに支障が生じるおそれがあるほか、新たに調整コストが発生し、国民負担が生じることとなるという問題がある。

関係法令の規定により、国自ら行わなければならない契約、入札等の業務については、民間委託推進の障害となることから、関係法令の改正も検討すること。

【現時点における検討結果】

- 1.国有財産の売却業務において、入札の公告、入札の開札、予定価格の決定、契約の締結等の業務は、会計法令の規定により国 自ら行っているが、これは、国の職員である契約担当官等が、国会の議決を経た予算を執行する権限とそれによる職責に基づき 行っているものである。
- 2. これらの業務は、国民共有の財産である国有財産の売却業務について、公正かつ厳正な執行が確保されなければならないことから、財産権の権利主体としての国が、権利行使が適切なものであるかを自ら判断の上、行使するものであり、これらの判断や 行使は国以外の者が代わり得ないものである。
 - (参考) 売却に係る契約の法的効果は、私法上の契約と同様であるが、対象財産の公益性による契約相手方の決定の制限等を受けるほか、契約に関する業務を行う契約担当官等については、「予算執行職員等の責任に関する法律」(昭和 25 年法律第 172 号)により特別な弁償責任が課されることとなっている。

その他、定員の大幅な純減に資する抜本的な見直しの方向

【現時点における検討結果】

既存の業務について、以下の取組により、 181人・ 10%超の大幅な定員の純減を実施。

区分	業務の見直し・効率化(ITの活用によるもの)			民 間 委 託	計	
	見 直 し の 内 容	削	減数	見直しの内容	削 減 数	пІ
行政 財 産 関 係	法定帳簿を含めた下記の主要帳票及び関連帳票の情報項目、様式等を見直し ・国有財産台帳 ・庁舎等整備予定一覧 ・庁舎等使用現況及び見込み報告書 ・行政財産等監査現況調査票 ・有効利用化財産の処理計画 ・行政財産使用状況実態調査確認結果 等 下記の協議及び通知の様式、協議手続きを見直し ・所管換、取得、使用収益等の協議 ・特別会計所属普通財産の売却、貸付の通知 下記の報告書作成及び計算処理の効率化 ・国会報告書 ・国有財産の価格改定 ・市町村交付金 ・使用料		76人	-	-	7 6人
普通財産関 係	債権発生通知書について「官庁会計事務データ通信システム」との連携見直し 下記の計算処理の効率化 ・価格改定 ・市町村交付金	3	3 7人	取得時効の処理業務のうち、物件確認に必要な公簿・公図調査等の定型的な業務の民間委託による削減 一般競争入札の売却物件に加	2 0人	8 1人
	「岡伯以佐」「中町村又刊並			え、新たに地方公共団体等への 売却物件に係る鑑定評価の民間 委託による減	2 4人	
公務員宿舎 関 係	下記の主要帳票及び関連帳票の情報項目、様式等を見直し ・宿舎現況記録 ・宿舎設置要求書 ・参考調書 等 下記の協議の様式、協議手続きを見直し ・所管換、取得等の協議 下記の各種報告書等の統合・情報項目を見直し ・宿舎現況表 ・合同宿舎現状調査表 ・省庁別宿舎現状調査表 ・宿舎現況連絡票 下記の計算処理の効率化 ・価格改定 ・宿舎使用料		17人	合同宿舎の施設整備・改修工事 の設計・監理業務をすべて民間 委託	7人	2 4人
合 計		1	3 0人		5 1人	181人

⁽注) 定員削減数は、定員合理化計画による削減を含むものとし、今後5年間(平成18~22年度)は新規増員要求は行わない。

財務局管財部門の組織図 ・庁舎の新規取得の調整 管財総轄課 ・庁舎の入居官署の入替調整 ・国会報告資料の作成 等 国家公務員宿舎設置計画の策定 宿舎総括課 ・宿舎建設計画・宿舎維持管理計画の策定 ・台帳記載 国有財産調整官 ・管財総轄課、宿舎総括課の計画策定事務のうち財務局長が指定するもの 困難事案・問題事案の個別処理 管財部 次長 審理課 ・債権管理、徴収、訴訟 等 ・各省庁からの行政財産の取得等の協議の審査 ・物納財産の調査・引受 ・行政財産の用途廃止引受 ・地方公共団体等への無償・減額貸付 ・一般貸付、境界協議、取得時効・不法占拠財産の処理 ・国利用として行政財産への所管換 統括国有財産管理官 ・地方公共団体等への随意契約による売却 ・一般競争入札、旧里道・旧水路の売却、権利付財産の売却 ・宿舎の入居調整、宿舎廃止等に関する協議の審査 ・宿舎の建設・修繕 ・合同宿舎の貸与承認等 ・合同宿舎の管理人の指導 等 統括国有財産監査官 ・国有財産の実地監査 首席国有財産鑑定官 ・国有財産の鑑定評価・審査 上記管財部の管財総轄課、宿舎総括課、審理課(困難事案・問題事案の個別 管財課 処理を除く)及び統括国有財産監査官の事務 財務事務所 一課体制の財務事務所・出張所においては、統括国有財産管理官の事務も実施 ・出張所 上記管財部の審理課(困難事案・問題事案の個別処理)及び統括国有財産管理 統括国有財産管理官 官の事務